

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	令和2年4月20日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 隆盛
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市千崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	取締役IR・広報室室長 菊本 健司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 394,999,217円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成30年9月期の当社のエネルギーコスト削減事業に関する売上計上時期の適切性（以下「本件会計処理」といいます。）等について外部から指摘を受けたことから、会計処理の適切性に疑念があることを認識致しましたため、令和2年2月7日に当社とは利害関係を有しない外部の専門家を委員長とし、外部の専門家及び当社独立社外監査役で構成される特別調査委員会を設置して調査を行いました。

令和2年3月16日に調査委員会による調査報告書を受領し、当社は、エネルギーコスト削減事業に関する売上高の取消し等の訂正を実施するとともに、平成28年9月期から令和1年9月期までの有価証券報告書及び平成28年9月期の第1四半期から令和1年9月期の第3四半期までの四半期報告書について訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成29年8月10日に提出致しました第24期第3四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、平成29年8月31日付で提出致しました有価証券届出書について、当該四半期報告書の訂正報告書を組込情報に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期財務諸表については、監査法人アリアにより四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3 四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月31日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年8月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<以下省略>

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3 四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（令和2年4月20日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（令和2年4月20日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<以下省略>

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月27日 中国財務局長に提出
第3四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月27日 中国財務局長に提出
第3四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 中国財務局長に提出
第3四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	令和2年3月16日 中国財務局長に提出
第3四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	令和2年4月20日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年3月16日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルファクス・フード・システムの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る訂正後の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルファクス・フード・システムの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。なお、訂正前の四半期財務諸表は前任監査人により四半期レビューが実施されており、平成29年8月10日に四半期レビュー報告書が提出されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。